

奈良県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二五号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
吉野郡十津川村大字小 山手八二八番一地内	前	五・二 、 七・四	五〇・〇		
	後	七・二 、 一〇・三	五〇・〇		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和七年十一月十四日